

役員報酬規程

特定非営利活動法人ザ・事務方

(目的)

1. この規定は、特定非営利活動法人ザ・事務方定款第4章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

(報酬)

2. 役員報酬は、0円の支給とし、必要が生じた場合は、代表理事がこれを定めることができる。

(費用弁償)

3. 役員が職務のため出張した時は、費用弁償として別に定める「特定非営利活動法人ザ・事務方出張費支払基準」に則り、交通費として支給する。

(補則)

4. この規程に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、2017年5月1日から施行する。